

## 千葉県産休明け保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産休明けにより保育に欠けることとなる乳児に対し、保育所(園)及び認定こども園(以下「保育所(園)」という。)において実施する保育に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象乳児)

第2条 産休明け保育の対象となる乳児は、原則として生後57日目から3か月未満の乳児(以下「対象乳児」という)とする。

(保育時間)

第3条 対象乳児の保育時間は、原則として当該保育所(園)における通常の保育時間内とする。

(対象施設)

第4条 産休明け保育を実施する施設は、乳児保育を実施する全ての保育所(園)(地域型保育事業を実施する事業所を除く)とする。

(定員)

第5条 対象乳児の定員は、1保育所(園)につき3人とする。

(職員配置)

第6条 職員配置については、対象乳児3人に対し保育士1人とする。

(嘱託医による健康診断)

第7条 保育所(園)においては、対象乳児に対し入所後1か月以内に、嘱託医による健康診断を実施するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、産休明け保育の実施に必要な事項は、こども未来局こども未来部長が定める。

附 則

この要綱は、平成元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。